

足利市 I T 関連人材移住支援金交付要綱  
(趣旨)

第 1 条 足利市への移転費用や設備投資等の負担軽減による I T 人材の移住定住の促進及び、I T 人材の就業経験を活かした創意工夫による本市の地域資源を活用した地域課題解決に資するため、足利市 I T 関連人材移住支援金(以下「I T 移住支援金」という。)の交付について、足利市補助金等交付規則(平成 19 年足利市規則第 60 号)及びその他法令等に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 移住希望者 移住元から足利市への移住を希望する者をいう。
- (2) 移住元 移住希望者が足利市へ移住する前に居住していた東京 23 区又は東京圏のうち条件不利地域以外の市町村をいう。
- (3) 東京 23 区 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 281 条に規定する特別区をいう。
- (4) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (5) 条件不利地域 次のいずれかの地域等を含む市町村(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を除く。)をいう。
  - ア 旧過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
  - イ 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定による指定を受けた振興山村
  - ウ 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定による指定を受けた離島振興対策実施地域
  - エ 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定による指定を受けた半島振興対策実施地域
  - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- (6) 雇用保険の被保険者 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例(平成 24 年足利市条例第 22 号)第 6 条に規定する密接関係者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 I T 移住支援金の交付対象者は、移住希望者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表で定める移住元の居住等の要件を満たす者であること。
- (2) 別表で定める足利市への移住の要件を満たす者であること。
- (3) 別表で定める事業内容等に関する要件を満たす者であること。
- (4) 別表で定める移住者の意思等に関する要件を満たす者であること。
- (5) 別表で定めるその他の要件を満たす者であること。

- (6) 足利市移住支援金の交付を受けた者、足利市 I T 関連企業立地促進事業補助金の交付を受けた企業に属する者又は内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供された者でないこと。

(交付金の額)

第 4 条 I T 移住支援金の額は、1 世帯につき 20 万円とする。

(交付申請)

第 5 条 移住希望者は、I T 移住支援金の交付を受けようとするときは、足利市 I T 関連人材移住支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、移住希望者は、当該申請の際、運転免許証その他の本人であることを示す書類を提示しなければならない。

- (1) 足利市 I T 関連人材移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第 2 号）
- (2) 移住元の居住等の要件を満たすことを証する書類
- (3) 事業内容等に関する要件に該当することを証する書類
- (4) 暴力団員等に該当しない者であることを誓約する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 2 号の書類は、次のとおりとする。

区分	書類
移住元が東京 2 3 区 のとき。	移住元の区長が発行する住民票の写しその他の移住元での居住地及び居住期間が確認できるもの（世帯の移住の場合は、移住希望者及び世帯員全員が記載されているものをいう。）
移住元が東京圏のうち条件不利地域以外の市町村のとき。	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移住元の市町村長が発行する住民票の写しその他の移住元での居住地及び居住期間が確認できるもの（世帯の移住の場合は、移住希望者及び世帯員全員が記載されているものをいう。）</li> <li>(2) 雇用者にあつては、次に掲げる書類               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 法人の登記事項証明書</li> <li>イ 東京 2 3 区内の在勤地及び就業期間並びに雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの</li> </ol> </li> <li>(3) 個人事業主にあつては、次に掲げる書類               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 開業届出済証明書</li> <li>イ 東京 2 3 区内の在勤地及び就業期間を確認できるもの</li> </ol> </li> <li>(4) 前 2 号に掲げる者以外の者にあつては、次に掲げる書類               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 就業証明書</li> </ol> </li> </ol>

	イ 東京23区内の在勤地及び就業期間を確認できるもの及び雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの
--	---

- 3 第1項第3号の書類は、個人事業主等の場合は、開業届、ホームページの写しなど事業内容が可能な限り詳しく分かるものとし、雇用者等の場合は就業証明書（様式第3号）とする。
- 4 第1項第4号の書類は、暴力団等の排除に関する誓約書（様式第4号）とする。
- 5 移住希望者は、第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）をしようするときは、あらかじめ市長と協議するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、IT移住支援金を交付すべきものと認めたときは、IT移住支援金の交付を決定する。

（交付決定通知）

第7条 市長は、前条の規定によりIT移住支援金の交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに付した条件を足利市IT関連人材移住支援金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、IT移住支援金を交付しない旨を決定し、その理由を付して足利市IT関連人材移住支援金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する交付対象者の要件を満たさないとき。
- (2) 予算上の理由等によりIT移住支援金の交付ができないとき。
- (3) その他IT移住支援金の交付が不相当と認められるとき。

（IT移住支援金の交付等）

第8条 前条第1項の交付決定通知を受けた者がIT移住支援金の交付を受けようとするときは、交付申請の日（以下「交付申請日」という。）から2か月以内に足利市IT関連人材移住支援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日を経過する日と交付申請日から起算して3か月を経過する日のいずれか早い日までにIT移住支援金を交付する。

（調査等）

第9条 市長は、IT移住支援金の交付の前後を問わず、必要があると認めるときは、現地調査を行い、又は当該申請者に対し、報告若しくは書類の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、移住希望者が次の各号のいずれかに該当したときは、IT移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、当該移住希望者について、就業した法人の倒産、災害又は病気その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により I T 移住支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付申請日から 3 年が経過する日前に足利市から転出をしたとき。
- (3) 交付申請日から 1 年以内に別表で定める事業に関する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 交付申請日から 3 年が経過し、かつ、5 年が経過する前に足利市から転出をしたとき。

2 前項に規定する I T 移住支援金の交付決定の全部又は一部の取消しの基準は、次のとおりとする。

(1) 前項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するとき 全額

(2) 前項第 4 号の規定に該当するとき 半額

( I T 移住支援金の返還)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定により I T 移住支援金の交付決定を取り消した場合において、当該交付決定の取消しに係る部分に関し、既に I T 移住支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、I T 移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	要件
1 移住元の居住等	<p>移住希望者が住基法第24条の規定による転出届を移住元の市区町村長へ提出し、かつ、次項1号の転入届に係る転入の直前に連続して1年以上東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内への通勤の期間については、当該転出届に係る転出の3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p>
2 足利市への移住	<p>移住希望者が移住元から足利市へ転入をし、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 転入届（移住元の市区町村長へ転出届を提出した後、当該移住希望者が最初に行う住基法第22条の規定による転入届をいう。）を足利市長に提出した者。</p> <p>(2) 足利市へ転入をした日がこの要綱の施行日以降である者。</p> <p>(3) 足利市へ転入をした日から起算して3か月以上1年以内の間に交付申請をした者。</p> <p>(4) 交付申請日から5年以上継続して足利市に居住する意思を有する者。</p>
3 事業内容等	<p>週20時間以上の無期雇用契約に基づく雇用者が、本市に事業所のある法人にて行う就業、移住元等の企業に勤務する雇用者等が本市において行うテレワーク業務又は個人事業主等が主たる事務所を本市に設けて行う事業が、次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 足利市へ移住後も継続して行う主たる事業が、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における分類表中分類の「39—情報サービス業」、「40—インターネット附随サービス業」又は「41—映像・音声・文字情報制作業」のいずれかに該当すること。</p> <p>(2) 足利市へ移住後も継続して行う事業が、Web制作・デジタルコンテンツ制作関連、システム・プログラミング関連、CG・ゲーム・ソフト制作関連、デザイン・写真・イラスト関連、音楽・アート・芸能関連、インテリア・設計関連、技術開発・製造加工関連（産業分類Eは除く）その他市長が認めるクリエイティブ関連事業のいずれかに該当すること。</p>
4 移住者の意思等	次の各号のいずれにも該当すること。この場合にお

	<p>いて、移住元等の企業に勤務する雇用者等が本市においてテレワーク業務を行うときは、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うものとする。</p> <p>(1) 前項各号の就業経験を活かした創意工夫により、本市の地域資源を活用し、地域課題解決をしようとする意思を有するもの。</p> <p>(2) 本市の I T 人材の移住定住の促進に協力することができるもの。</p>
5 その他	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 移住希望者及び世帯員が暴力団員等でないこと。</p> <p>(2) 日本の国籍を有し、又は日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 2 に規定する在留資格（永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者又は定住者に限る。）を有するもの若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条、第 4 条又は第 5 条に規定する特別永住者であるもの</p>

備考

- 1 この表において「住基法」とは、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）をいう。